



「2019 年度産業サイバーセキュリティセンター
中核人材育成プログラム
アドバンスコース演習等の実施および
卒業プロジェクトテーマへの指導等の実施業務
(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019 年 10 月 25 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラム アドバンスコース演習等の実施および卒業プロジェクトテーマへの指導等の実施業務（OT防御技術・ペネトレーション手法分野）」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

2019 年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラム アドバンスコース演習等の実施および卒業プロジェクトテーマへの指導等の実施業務（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）

(2) 契約期間

契約締結日より 2020 年 6 月 30 日（火）

(3) 概要

「産業サイバーセキュリティセンター」の講習等プログラムの一環として中核人材育成プログラムの OT 防御技術・ペネトレーション手法分野における設計および講習等の実施業務を行う。
具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 1・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務実施体制及びスキルに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター事業部人材育成グループ 担当：川北、中尾

電話番号：03-5978-7554

E-mail：coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年11月5日（火）12時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書（案）を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式1】

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

印

「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラム アドバンスコース演習等の実施および卒業プロジェクトテーマへの指導等の実施業務（OT防御技術・ペネトレーション手法分野）」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 の 前 に ○ 印 を 記 す	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業 績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

事業内容（仕様書）

1. 件名

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター¹中核人材育成プログラム アドバンスコース演習等の実施および卒業プロジェクトテーマへの指導等の実施業務（OT²防御技術・ペネトレーション手法³分野）」

2. 背景・目的

近年、企業や個人の情報を狙ったサイバー攻撃にとどまらず、プラントやインフラの停止を狙い、制御システムまで含めた社会システム全体を標的とするサイバー攻撃のリスクが高まっている。このため、国家として安全・安心な社会を築くために、特に、重要インフラや経済・社会の基盤を支える事業者と国が連携し対策に取り組む必要がある。

プラントやインフラがサイバー攻撃を受けた場合には、それがどのような攻撃であるか把握し、迅速に対処することが重要であるとともに、事業継続性の観点から、サイバー攻撃に備えた準備、復旧計画等について、実践的かつ効果的に学ぶ必要がある。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、2017年に「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、サイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウを学ぶ座学とともに、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案までを行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、他業界のサイバーセキュリティ責任者や専門家、国内外での人脉を形成することにより、総合的なサイバーセキュリティ戦略立案を担う中核人材の育成を推進する人材育成プログラム（以下「中核人材育成プログラム」という。）を実施している。

中核人材育成プログラムは、以下のコースから構成される。

- ・ プライマリーコース
7月初旬頃～9月末頃の3ヶ月間でIT基礎（情報システム基礎・情報システムセキュリティ基礎）とOT基礎（制御システム基礎・制御システムセキュリティ基礎・安全制御基礎）等を習得する
- ・ ベーシックコース
10月初旬頃～翌年1月末頃の約4ヶ月間で制御システムセキュリティ・ITセキュリティ・BCP等を演習を通じて網羅的に習得する
- ・ アドバンスコース
2月初旬頃～4月末頃の約3ヶ月間でベーシックコースよりも更に実践的な演習を実施し、更なる知見の向上を目指す
- ・ 卒業プロジェクト
5月初旬頃～6月までの期間で、受講生が10ヶ月間に習得した知識や経験を活かし、個人もしくはグループでテーマを企画立案して実施する

2019年度							2020年度				
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
プライマリー			ベーシック				アドバンス			卒業PJ	

本件は、2019年7月から開始されている2019年度中核人材育成プログラムのOT防御技術・ペネトレーション手法分野において、2020年2月初旬から4月末頃までの約3ヶ月間で実施するアドバンスコースの講習および演習（以下「演習等」という。）の設計、演習環

¹ 産業サイバーセキュリティセンター：<https://www.ipa.go.jp/icscoe/index.html>

² OT：Operational Technology（制御技術）

³ ペネトレーション手法：対象のシステムに対して技術的に侵入を試み、その脆弱性を検出する手法のこと

境の構築および実施、2020年5月初旬から6月までの約2ヶ月間で受講生が取り組む卒業プロジェクトテーマへの指導・助言の実施、およびそれら実施結果を報告書として取りまとめる業務（以下「本業務」という。）となる。

なお、受講生はアドバンスコース期間中から卒業プロジェクトテーマの企画・立案および調査・制作に着手することになるため、卒業プロジェクトのテーマ指導・助言はアドバンスコース期間中からの対応となる。

3. 業務詳細

3.1. 実施計画書の作成について

契約締結から5営業日程度を目途に、次の事項を含む「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのアドバンスコース・卒業プロジェクトに関する実施計画書（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）」を作成し、IPAの承認を得ること。

- ・ 全体の実施スケジュール
- ・ 実施予定の概要
 - 実施項目の名称
 - 実施形式
 - 実施場所、など
- ・ 実施体制および役割
- ・ 常勤講師の略歴
- ・ プロジェクトリーダーの緊急連絡先

3.2. アドバンスコースの設計および実施について

3.2.1. 実施期間

2020年2月初旬から4月末頃の約3ヶ月間のうち、前半（概ね2月初旬から3月中旬頃）及び後半（概ね3月下旬から4月末頃）で、それぞれIPAの指定する最大24日間程度の実施とする。なお、演習等の実施日程は、後日IPAから指定する。

また、演習等は90分×4コマ（計6.0時間/日）構成として、昼休み休憩（1時間）および授業間休憩（計30分）を含む10:00～17:30までを基本として実施する。なお、演習等の内容がハンズオン中心になることが想定されるため、演習等を担当する講師の裁量により各講習の開始および終了時間の変更は行ってよい。

3.2.2. 実施場所

- ・ 東京都千代田区外神田4丁目14-1 秋葉原 UDX N20 階 DE
- ・ 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス8階
- ・ その他IPAと請負者が協議して合意の上で定めた場所

3.2.3. 到達目標

卒業プロジェクトを実行するために必要となる能力・知識の習得を目標とする。なお、これら目標の具体的な内容は受講生自らに設定させることとする。

設定する目標の一例を以下に示す。

- ・ 制御システム等に想定外の異常が発生した際に自ら考え対処して解決する能力
- ・ 制御システムへのサイバー攻撃に対して以下の手法等により対処する能力
 - コンピュータプログラミング対策
 - フォレンジック解析
 - ネットワーク（セグメントセキュリティ）対策
 - システム検知対策

3.2.4. 実施対象

2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに参加する69名の受講生のうち、前半及び後半で「OT 防御技術・ペネトレーション手法クラス」へ配属された、それぞれで最大40名程度の受講生を対象とする。

なお、受講生は以下の基礎知識を習得しているものとする。

- ・ 制御システムにおけるインシデント対応手順
- ・ インシデント発生を想定した BCP/BCM の企画立案手法
- ・ 制御システムの管理に必要となる安全性や可用性の確保の方法
- ・ サイバー攻撃手法を習得する意義を正しく理解できるモラル
- ・ サイバー攻撃の脅威となる代表的な攻撃パターンや解析に関する方法
- ・ 代表的なサイバー攻撃への適切な防御に関する知識や実装に関する方法

3.2.5. アドバンスコースの設計

演習等で実施するシラバス、時間割を作成し、講習コンテンツの作成や機材の準備等を行う。

(1) シラバス・時間割の作成について

アドバンスコースで行う演習等のシラバス・時間割を作成し、IPA に提出して 2020 年 1 月 24 日(金)までに承認を得ること。なお、シラバス・時間割については以下の内容を含めること。また、前半及び後半で演習等の内容が大きく異なる場合は、その旨を含めること。

<シラバス>

- ・ 講習名称と実施概要
- ・ 実施日時と場所
- ・ 予定講師名（外部者の場合は組織・企業名）
- ・ 使用する教材、機材、教科書、参考文献、など

<時間割>

- ・ 講習名称
- ・ 実施日時
- ・ 実施場所
- ・ 予定講師名（外部者の場合は組織・企業名も記載する）

(2) 演習等の設計

以下内容を満たす演習等を設計すること。

- ・ 受講生 5~6 名程度で構成するグループもしくは受講生所属企業が属する業界別に構成するグループにて実施可能な内容とすること
- ・ 演習用模擬システムおよび個人演習環境⁴を活用した内容とすること。なお、演習用模擬システムは以下 7 つを想定する
 - 鉄鋼圧延システム
 - 機械製造システム
 - 鉄道運行管理システム
 - スマートグリッド・発電システム
 - 施設管理システム
 - 車載システム
 - 熱資源活用制御システム
- ・ 実際に製品として販売されている機器類を利用して、受講生が属する業界に準ずる環境にて、制御システム機器に共通して存在するリスク/特定の制御システム機器にのみ存在するリスクを学習することができる内容とすること
- ・ 受講生がハンズオンにて制御システムへのサイバー攻撃からの防御手法やペネトレーション手法に関して実践的な経験を得ることができる内容とすること
- ・ ペネトレーション手法に関しては、プログラム等による攻撃ツール等を用いた複数の攻撃方法を行う内容とすること。なお、演習に使用する攻撃ツールプログラム等は、IPA が保有する演習用模擬システムや個人演習環境の環境変化に柔軟に対応できるプログラム等とし、請負者が準備して演習等を行うこと
- ・ 演習等は受講生自らが課題を検討し、確認し、考察し、対処することができる内容

⁴ 個人演習環境：UDX 施設内で用意されている PLC+HMI+ネットワーク機器で構成される最小の演習環境

とすること

(3) 演習環境の構築

- ・ 今回より演習用模擬システムに「熱資源活用制御システム」が追加されたことから、当該システムによる演習実施に必要なシステム分析環境をカリキュラムに合わせて構築すること
- ・ 演習実施に必要な電子工作機器などの消耗品類も必要となるため、演習を実施するのに必要十分であり、且つ経済的合理性を考慮した数量を併せて準備すること
- ・ 演習環境の構築のために準備する機器については、IPA と協議の上で以下項目を含むリストとして作成して、2020年1月24日(金)までに提出すること
 - 機器分類
 - メーカー名称
 - 製品名(型番)
 - 購入個数/台数
 - 搬入予定日
 - 購入単価(税込)、など
- ・ カリキュラムの実施において上記以外に構築する必要性がある環境がある場合には、その内容や構築数量について IPA と協議すること
- ・ 環境構築は2020年2月中旬を目途に完了すること。但し、メーカーの在庫不足などにて納期が遅れる等の場合には、納入の時期や台数について IPA と協議すること

(4) 受講生評価方法の設計

アドバンスコース期間終了時における受講生の受講結果の評価方法を設計する。評価方法は、以下に示す方法でもよいし、独自に考案した方法でもよいが、採用した方法は採用理由と共に2020年1月24日(金)までに IPA に報告して承認を得ること。

- ・ 受講生に予め提示した評価軸に対して講習等開始時と期間終了後とで自己申告させて評価する方法
- ・ 講習等開始時に受講生が自ら定めた目標に対し、その達成率を自己申告させて評価する方法

3.2.6. アドバンスコースの実施

3.2.5 で作成したシラバス・時間割に基づき演習等を実施すること。なお、演習等の実施内容には以下の作業が含まれる。

- ・ アドバンスコース演習等の進行および受講生への演習等指導
- ・ 演習等で受講生から挙げた質疑への対応
- ・ 事前に受講生が設定した目標に対する達成度状況の確認
- ・ 目標未達の可能性がある受講生へのフォロー

3.2.7. 実施報告書の作成

(1) 実施報告書の名称

実施報告書は以下の名称にて作成すること。

- ① 「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのアドバンスコース(前半)に関する実施報告書(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」
- ② 「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのアドバンスコース(後半)に関する実施報告書(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」

(2) 実施報告書の内容

実施報告書には以下の内容を含めること。

- ・ 演習等全体の実施結果まとめ
 - 実施目的
 - 達成目標

- 演習等の実施概要（シラバス、時間割、担当講師名）
- 実施した演習等の内容が分かる資料（補講等も含む）
- 各演習等で受講生から出た主な質問、など
- ・ 3.2.5. (4) で定めた受講生評価方法に基づく確認結果
- ・ アドバンスコースの演習等実施にて感じた問題点およびその改善案

3.3. 卒業プロジェクト概要

3.3.1. 実施期間

2020年5月初旬頃から6月までのIPAの指定する日程での実施とする。

3.3.2. 実施場所

- ・ 東京都千代田区外神田4丁目14-1 秋葉原UDX N20階DE
- ・ 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス8階
- ・ その他IPAと請負者が協議して合意の上で定めた場所

3.3.3. 到達目標

プライマリーコースからアドバンスコースまでの約10ヶ月間で学習した内容を活用し、受講生自らが立案した産業サイバーセキュリティに関するテーマについて個人もしくはグループで取り組み、6月中旬頃に受講生派遣元企業が参加して実施する報告会において20分程度のテーマ報告、10分程度の質疑応答に対応できること。

3.3.4. 実施対象

中核人材育成プログラムの卒業プロジェクトテーマのうち、OT防御技術・ペネトレーション手法分野の担当講師を主担当もしくは副担当として指名したテーマを推進する受講生を対象とする。なお、担当する受講生数については、主とする実施場所に収容できる受講者数を考慮し、主担当とするテーマに属する受講生60名前後とするが、超過する場合には調整を行う。

なお、担当するテーマを推進する受講生はアドバンスコースにて「OT防御技術・ペネトレーション手法クラス」に配属された受講生だけではなく、同クラスに配属された受講生を2名以上含むグループに所属する受講生も含む。

3.3.5. 実施内容

受講生からの質疑について、「OT防御技術・ペネトレーション手法分野」の側面から応答すると共に、担当する受講生の卒業プロジェクトテーマについて助言・指導を行う。また、主担当・副担当では以下に示す役割の違いがある。

【主担当】

- 卒業プロジェクト中間報告会において、担当するテーマ報告の場に出席して司会進行を務める。
- 卒業プロジェクト最終報告会において、担当するテーマ報告の場に出席して司会進行を務める。
- 卒業プロジェクト最終報告会における担当するテーマの報告結果を踏まえて、テーマの評定・講評を行い、その結果をIPAに報告する。

【副担当】

- 卒業プロジェクト中間報告会において、担当するテーマ報告の場に出席する。（TV会議システム等を通じた間接参加も可とする。）
- 卒業プロジェクト最終報告会において、担当するテーマ報告の場に出席する。

3.3.6. 実施報告書の作成

(1) 実施報告書の名称

実施報告書は以下の名称にて作成すること。

「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの卒業プロジェクトに関する実施報告書（OT防御技術・ペネトレーション手法分野）」

(2) 実施報告書の内容

実施報告書には以下の内容を含めること。

- ・ 主担当として携わった卒業プロジェクトテーマの概要
(内容については、受講生からプロジェクト概要を収集してまとめる等、具体的なとりまとめ方法は任意とする)
- ・ 主担当として携わった卒業プロジェクトのテーマに対する評定・講評結果
(評定・講評はテーマに携わった受講生の人数に抛らず、一律でテーマ単位に行う)
- ・ 受講生への助言・指導の状況
- ・ 卒業プロジェクト期間の助言・指導を通じて得た示唆・問題点・改善点
- ・ その他、仕様書の要件を満たしていることを確認した結果、など

3.3.7. その他

講習等以外の以下イベントについて、卒業プロジェクトを直接担当した講師の何れかが出席すること。なお、卒業プロジェクトの中間及び最終報告会については、別途、参加日程の調整を行う。

- ・ 卒業プロジェクト中間報告会 [2020年5月19日(火)から5月21日(木)]を予定
- ・ 卒業プロジェクト最終報告会 [2020年6月17日(水)から6月24日(水)]を予定
- ・ 中核人材育成プログラム修了式典 [2020年6月27日(土)]を予定

3.4. その他

- ・ アドバンスコースもしくは卒業プロジェクトにおいて、受講生が3.2.5.(2)で示したIPAが保有する演習用模擬システム以外のPA⁵系の演習用模擬システムなどでの演習実施を希望する場合、アドバンスコースと卒業プロジェクトの日数を合算して、計15日間程度を目途に実施すること。
- ・ アドバンスコース及び卒業プロジェクトにおいて、講習等実施場所がIPAの施設外である場合、受講生が講習等使用機材を利用した自習を行うことを考慮し、講習等終了後に施設利用時間の延長に対応できる体制を整えること。

4. 契約期間

契約締結日より2020年6月30日(火)まで

5. 実施体制に関する要件

本業務を実施するにあたっては、次の実績及び要件を満たすこと。

5.1. 組織としての要件

- ・ 業務の役割を定めた実働可能な人数が確保できること
- ・ 組織として適切な管理・バックアップ体制が整えられること
- ・ 演習用模擬システム等を活用したサイバーセキュリティ演習を提供した実績があること
- ・ 簡易模擬プラントの設計及び構築を行った実績があること
- ・ 重要インフラ事業者向けにファジングツールなどの検査用ソフトウェアの開発を行い納入した実績があること
- ・ 産業系システムに関するシステムインテグレーションや保守の能力を有し、演習実施前後の演習用模擬システム等の設定やメンテナンスが可能であること
- ・ 本件にあたって、作成・変更・修正される教材等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、請負者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うことが可能であること。この場合は事前に当機構に報告し、承認を得ること。
- ・ 本件にあたって、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当機構の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担にお

⁵ PA : Process Automation

いて一切を処理することが可能であること。この場合、当機構は係る紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者にゆだねる等の協力措置を講ずる。なお、請負者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、請負者の責任において著作権等の承認を得るものとし、当機構に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

5.2. 演習等を担当する講師としての要件

- ・ 制御システム・制御セキュリティ領域における防御技術やペネトレーション手法等に関する知識を有し、演習用模擬システムを活用した演習等の講師経験があること
- ・ 制御システムに対する高度なペネトレーション手法、SIEM や計測機器を活用した実践的なフォレンジック技術について最先端の知見を有し、それら手法を用いた演習等の講師経験があること
- ・ 情報システムと制御システムが接続された近代的な産業系システムを対象とした最新のサイバーセキュリティ動向に関する知識を有していること
- ・ 電力・鉄道・ビルなど重要インフラの各分野のシステムに固有な制御プロトコルに関する網羅的な知識を有していること
- ・ 産業系システムを題材としたサイバーセキュリティ研修を、重要インフラ企業の従業員に対して提供した実績を持つこと（年間 100 名程度）
- ・ 新規制御システムに対するペネトレーションテストの実施、状況の分析、防御技術の考案といった作業を実施できる能力と経験を有すること
- ・ 非 IP 環境でのペネトレーションテストに関する演習等の講師経験があること

6. 留意事項

- ・ 講師の旅費及び必要な機材の運搬費は請負者が負担すること
- ・ 受講生が演習等で使用するパソコン、インターネットアクセス回線及びマイク・プロジェクター等設備、及び産業系プラントを模した演習用模擬システムは IPA で用意する。それ以外の機材については、請負者で用意すること。また、講習等を行う前に必要な事前セッティングは請負者の費用負担で行うこと
- ・ 請負者は、本業務で使用する資料及び教材等に関し、国内外の第三者が保有する知的財産権（著作権を含む）を侵害しないことを保証すること。また、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、請負者の費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、IPA に対し一切の負担及び損害を被らせないこと
- ・ 本業務内で作成して配布する資料・ドキュメント類については、IPA 産業サイバーセキュリティセンターで定めた作成ドキュメントの共有範囲に従った表示を行うこと（作成ドキュメントの共有範囲の表示方法については、IPA との契約締結後に開示する）
- ・ 定期的に IPA との進捗状況報告ミーティングを実施して、発生する課題やリスクの整理、それらの解決を図るものとし、日程および進捗の確認方法は IPA と協議すること
- ・ 本仕様書の記載内容を大きく超える実施時間への対応や受講生人数への対応が発生する見込みがある場合、費用等や運営体制について IPA と協議すること
- ・ 本業務では IPA と請負者の双方の秘密情報を取り扱う可能性があるため、秘密情報を取り扱う場合は、別途、秘密保持契約を締結すること
- ・ 天災など、IPA および請負者の責に帰さない事由により講習等が中止となった場合、その補習の実施等について IPA と協議すること
- ・ 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、IPA と協議すること

と

7. セキュリティ要件

本業務では、IPA と請負者は双方以下のセキュリティ要件を遵守するものとする。

- (1) 本業務のために提供された情報は、本業務の目的以外に利用しないこと
- (2) 本業務において開示された資料や情報は、秘密の保持および紛失・滅失対策に留意し、管理の責任を負うこと
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制を定め、確認を求めた場合には速やかに報告すること
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに報告を行うこと。また、必要に応じて双方で協議すること
- (5) 本業務に関する情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに報告すること。なお、必要に応じて事前に通知を行った上で本業務に関する情報セキュリティ対策の実施状況の確認のための調査を行う場合がある
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して、本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保されるか確認し、必要に応じて措置を講じること
- (7) 本業務完了または契約解除等により、提供した紙媒体及び電子媒体(複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに返却、もしくは破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で抹消すること

8. 納入物件関連事項

8.1. 納入期限及び納入物件

8.1.1. 中間納入

- (1) 納入期限：
2020年3月31日(火)
- (2) 納入物件：
以下の電子データ一式を収めた記録媒体
 - ① 「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのアドバンスコース(前半)に関する実施報告書(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」
 - ② アドバンスコース(前半)の演習等の実施にあたり準備した機器類一式

8.1.2. 最終納入

- (1) 納入期限：
2020年6月30日(火)
- (2) 納入物件：
以下の電子データ一式を収めた記録媒体
 - ① 「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのアドバンスコース(後半)に関する実施報告書(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」
 - ② アドバンスコース(後半)の演習等の実施にあたり準備した機器類一式
 - ③ 「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの卒業プロジェクトに関する実施報告書(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」

なお、8.1.1.(2).①、8.1.2.(2).①、8.1.2.(2).③については、それらの電子データを

収めた電子記録媒体（CD-R等）を納入することとし、検収用として、それぞれ紙媒体1部を提出すること。

8.2. 納入場所

- (1) 「8.1.1.(2).①」、「8.1.2.(2).①」、「8.1.2.(2).③」について
東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17階
独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター事業部
- (2) 「8.1.1.(2).②」、「8.1.2.(2).②」について
東京都千代田区外神田 4-14-1 秋葉原UDXビル N20階
独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター事業部

9. 検収条件

本仕様書の要件を満たした上で本仕様に定めるすべての業務が実施され、かつ納入物件に不足・不備がないこと。

以上

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「2019 年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラム アドバンスコース演習等の実施および卒業プロジェクトテーマへの指導等の実施業務（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

- 第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

- 第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。
- 2 各納入物件に対する対価は以下のとおりとする。
- 中間納入物件 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
- 最終納入物件 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

(権利義務の譲渡)

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をし

て、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実際に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、第4条の規定により各納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2 各納入物件について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、最終納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の合格後及び第4項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に各納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等は無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の合格後及び第4項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに当該納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

一 仕様書その他契約条件の変更。

二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三 税法その他法令の制定又は改廃。

四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が本契約条項に違反したとき。

二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。

- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
- 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
- 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（納入物件の知的財産権）

- 第17条 納入物件に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。
- 2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作者人格権、及び納入

物件に対する著作権法第 28 条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

- 第 18 条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各号の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

- 第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

- 第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
- イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
- ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契

約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2019 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上